

2007年 各、政令指定都市等の人事委員会勧告概要

政令指定 市 都	勧告日	月例給		特別給	地域手当		扶養手当	その他特徴的な部分	実施時期等
		較差	率		改定の有無	較差			
1 札幌	9月14日	△ 12	△ 0.00%	見送り		均衡	見送り	人事・給与制度の改革を推進	
仙台	10月4日	△ 7 特別調整額減額前	△ 0.00%	見送り		0.04月	0.05月引き上げ	給料の特別調整額の定額化 ベネチアヘルス対策 仕事と家庭の両立支援 服務規律・公務員倫理	2007.12.1
		1,186 特別調整額減額後	0.30%						
3 さいたま	9月12日	259	0.06%	若年層に限定して引き上げ	4.52月	0.07月	0.05月引き上げ 配分は、人事院勧告に準ずる	人事評価制度の改善・見直し	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
4 千葉	9月12日	226	0.05%	見送り	4.52月	0.07月	0.05月引き上げ		2007.4.1 特別給は、2007.12.1
5 川崎	9月11日	377	0.09%	若年層に限定して引き上げ	4.52月	0.07月	引き上げ		2007.4.1 特別給は条例公布日
6 横浜	9月11日	△ 1,297	△ 0.31%	引き下げ	4.52月	0.07月	勤勉手当を0.05月引き上げ	①住居手当について見直し ②3月期末手当を廃止。6月12月の2回支給	条例公布日の翌月、公布日が1日の場合は当該月
7 静岡	9月14日	△ 36	△ 0.01%	見送り	4.51月	0.06月	0.05月引き上げ	①特殊勤務手当の適正化 ②人事評価制度の早期導入 ③所定勤務時間について調査・研究の必要有り	条例公布日
8 浜松	9月28日	677	0.17%	若年層に限定して引き上げ	4.52月	0.07月	勤勉手当を0.05月引き上げ	①勤務実績を、より一層実効性のあるものにしていくことが必要 ②人事評価制度の信頼性・納得性の向上を図り評価結果の給与への反映をより一層推進	2007.4.1 特別給は条例公布日
9 名古屋	9月11日	△ 92	△ 0.02%	見送り	4.52月	0.07月	0.05月引き上げ	新人事評価制度確立	条例公布の日
10 京都	9月13日	5	0.00%	見送り	4.49月	0.04月	0.05月引き上げ	①勤務時間の見直し ②勤務評定制度の検討	条例公布の日
11 大阪	9月14日	315	0.07%	見送り	4.49月	0.04月	0.05月引き上げ	人事評価制度の信頼性を高める取組	2007.4.1 特別給は条例公布日
12 堺	9月14日	2,100 管理職手当減額前 4,428 管理職手当減額後	0.50% 1.06%	初任給を中心に若年層に厚く配分しつつ全体を引き上げ	4.49月	0.04月	0.05月引き上げ	人事制度を早期に導入	2007.4.1 特別給は、2007.12.1
13 神戸	9月12日	440 管理職手当減額前 894 管理職手当減額後	0.10% 0.20%	若年層に限定して引き上げ	4.51月	0.06月	0.05月引き上げ 配分は、人事院勧告に準ずる	①所定勤務時間の見直し ②査定昇給等に伴う評価制度の構築、勤勉手当への勤務実績の拡大	2007.4.1 特別給は条例公布日
14 広島	9月13日	24 管理職手当減額前 9,590 管理職手当減額後	0.01% 2.25%	見送り	4.50月	0.05月	0.05月引き上げ	1. 年功的な給与上昇抑制、職務・職責に応じた給料表 ①給与カーブのフラット化、号給構成見直し ②昇格時の号給決定方法見直し 2. 勤務実績を的確に反映した給与制度整備 ①給与制度、人事評価制度の整備 ②昇給時期の統一、号給の4分割 ③格外昇給廃止	2007.4.1
15 福岡	9月12日	386 管理職手当減額前 1,338 管理職手当減額後	0.09% 0.32%	見送り(扶養手当で調整)	4.49月	0.04月	勤勉手当を0.05月引き上げ	①地域手当の改定について他団体の状況を考慮して改定すべき。給料表の水準は上げない。 ②給与カーブのフラット化 ③人事評価制度を客観性、納得性の高い制度として運用に努める。	2007.4.1
16 東京都	10月12日	△ 309	△ 0.07%	引き下げ	4.45月	0.06月	勤勉手当を0.05月引き上げ	昇給カーブのフラット化等給与水準是正(高齢層引き下げ) 行(一) I 類初任給2,000引き上げ 給与改定の手法について検討 勤勉比率の拡大 勤務時間について、環境整備含め検討 ※現象系職員の任用・給与等について言及	条例による 公民較差は所要の調整有り
17 特別区	10月16日	38	0.01%	見送り			勤勉手当を0.05月引き上げ	行(一) I 類初任給2,000引き上げ 今後、世代間配分是正(フラット化推進) 能力・実績に基づく人事管理強化 採用チャレンネルの拡大の検討 ベネチアヘルス推進 ※人事委員会の機能強化と役割 (特別区人事委員期としての使命を果たす所存)	